

協同農業普及事業の外部第三者評価実施要領

第1 趣旨

農林水産事務所農業改良普及課（以下「農業改良普及課」という。）及び農業総合試験場普及戦略部（以下「普及戦略部」という。）における普及指導活動を効果的・効率的に展開していくためには、協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）をより広い視野から適切に評価し、その結果を的確に普及指導活動へ反映させていくことが重要である。

このため、普及事業関係者以外の有識者・消費者等（以下「外部第三者」という。）により、普及事業の評価を毎年度行うものとする。

第2 実施体制

1 推進体制

(1) 農業水産局農政部農業経営課

外部第三者による普及事業の評価を適切に実施するため、農業水産局農政部農業経営課（以下「農業経営課」という。）に事務局を置く。

(2) 農業改良普及課・普及戦略部

農業改良普及課及び普及戦略部は、評価を受けるために必要な資料作成等を行う。

2 外部評価員

県は、次に掲げる外部第三者の中から外部評価員を選定する。

- (1) 農業者
- (2) 農業関係団体
- (3) 消費者
- (4) 学識経験者
- (5) マスコミ
- (6) 民間企業
- (7) その他農業水産局長が必要と認めた者

3 外部第三者評価会議

- (1) 県は外部評価員による普及事業の評価を行うため、外部第三者評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。
- (2) 評価会議は、農業水産局長が招集する。
- (3) 評価会議には、外部評価員並びに農業改良普及課、農業総合試験場、農業経営課の職員及びその他の関係者が出席する。

第3 評価の実施

1 外部評価員による評価

外部評価員は、評価会議等において、評価結果及び改善方向に関する助言、提言等を行うとともに、評価終了後、様式1により意見等を農業水産局長へ提出する。

2 評価の対象

評価は、概ね3年に1回は主要な普及指導計画が対象となるよう実施する。

第4 評価の内容

評価は次の項目について行う。

- 1 普及指導活動の体制（組織、所内（場内）分担、施設・設備、関係機関との連携、普及指導員の資質向上の取組等）
- 2 普及指導活動の計画（普及課題・対象の選定、計画の作成、目標設定等）
- 3 普及指導活動の経過、実績及び成果

第5 評価結果の利用

農業経営課、農業改良普及課及び普及戦略部は、第3の1により提出のあった外部評価員の評価結果及び改善方向に関する助言、提言に基づき今後の改善策等を検討し、以降の普及指導計画等へ反映させるよう努める。

第6 評価結果の公表

農業経営課は、評価会議終了後、普及指導計画の実施状況、普及活動の成果等とともに評価の概要及び普及指導計画等への反映状況等について公表する。

第7 その他

この要領の運用に係る事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年8月31日から実施する。

この要領は、平成14年4月1日に一部改正する。

この要領は、平成16年9月10日に一部改正する。

この要領は、平成19年8月8日に一部改正する。

この要領は、平成22年12月9日に一部改正する。

この要領は、平成27年12月9日に一部改正する。

この要領は、平成31年4月1日に一部改正する。

この要領は、令和3年4月1日に一部改正する。

様式 1

普及事業の評価結果及び改善方向に関する助言、提言

評価員名： _____

所 _____ 属： _____

項目	所感及び改善方向
普及指導活動の体制について (課内(場内)の分担、関係機関との連携、普及指導員の資質向上の取組等を含む)	
普及指導活動の計画について (普及課題・対象の選定、目標設定等を含む)	
普及指導活動の経過、実績及び成果について	
その他	

地域農業の振興に向けて普及事業が取り組むべき活動内容等の提案

普及事業全般(評価会議を含む)についての意見

(備考) 記入にあたっては、別記「普及事業の評価の視点について」を参考にする。

普及事業の評価の視点について

項目	所感及び改善方向
<p>普及指導活動の体制について (課内(場内)の分担、関係機関との連携、普及指導員の資質向上の取組等を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課内の活動体制及び普及課題の人員配置は適切か。 ・活動のための施設・設備の整備及び活用状況は適切か。 ・関係機関・団体等との役割分担、連携・調整は十分行われているか。 ・普及指導員の資質向上の取組は適切か。
<p>普及指導活動の計画について (普及課題・対象の選定、目標設定等を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の選定は適切であるか。 (地域における喫緊・重要な課題が重点課題化されているか。) ・対象の選定は適切であるか。 (中核的な農業者や、波及効果のある対象となっているか。) ・農業者や地域の実情・変化に即したものとなっているか。 ・農業者のニーズの把握方法が適切であるか。 ・具体的な課題解決の計画となっているか。 ・前年度・前回の反省・評価が活かされているか。 ・適正、具体的な目標となっているか。
<p>普及指導活動の経過、実績及び成果について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方法・時期等は効果的・効率的なものとなっているか。 ・調査分析に基づく的確な技術・経営指導がなされているか。 ・農業者や組織の合意形成に向け積極的な提案がなされているか。 ・農業者との信頼関係が築かれているか。 ・課内での課題の進行管理は適切に行われているか。 ・活動の経過及び成果が的確に把握されているか。 ・課内での内部評価は適切に行われているか。 ・地域の関係機関・団体、農業者等からの評価はどうか。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普及活動実績の説明、質疑は適切になされたか。 ・職員の資質・意欲はどうか。 ・その他

<p>地域農業の振興に向けて普及事業が取り組むべき活動内容等の提案</p>
<p>普及事業全般(評価会議を含む)についての意見</p>